

京都教育大学特別支援教育特別専攻科規則

平成16年 4月 1日 制 定

平成19年12月14日 最終改正

(目 的)

第1条 本学特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)は、主として現職教員を対象とし、精深な程度において発達障害学に関する専門の事項を教授し、その研究を指導して、資質の向上を計ることを目的とする。

(専攻及び学生定員)

第2条 特別専攻科に置く専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

特別支援教育専攻 35名

(入学時期)

第3条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第4条 特別専攻科の入学資格は、次の各号の一に該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 三 文部科学大臣の指定した者
 - 四 その他特別専攻科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の1種免許状若しくは専修免許状を有する者については、前項第4号の規定に基づき入学資格があるものと認める。

(出 願)

第5条 入学を志願する者は、本学が定める期日までに、入学願書に、別に定める書類を提出し、所定の検定料を添えて願出しなければならない。

(選 考)

第6条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより行う。

(入学手続き)

第7条 選考に合格した者は、本学が定める期日までに、別に定める書類を提出し、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情によって入学料の納付が困難である者については、別に定めるところにより、入学料免除願又は入学料徴収猶予願の提出をもって、入学料納付の手続きを終えた者とみなすことができる。

(入学許可)

第8条 入学の許可は、前条第1項の手続を行った者について、学長が行う。

(修業年限)

第9条 修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第10条 在学期間は、2年を超えることができない。

(休学期間)

第11条 休学期間は、1年を超えることができない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

(履修基準)

第12条 特別専攻科の課程を修了するためには、1年以上在学し、別に定める教育課程表により所定の単位を修得しなければならない。

(教育職員免許の取得資格)

第13条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

特別支援学校教諭専修免許状

特別支援学校教諭1種免許状

(修了)

第14条 特別専攻科の課程を修了した者に対しては、修了証書を授与する。

(検定料、入学料及び授業料)

第15条 検定料、入学料及び授業料の額及びその徴収方法については、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、学則第36条の規定を準用する。

第16条 経済的理由によって、入学料及び授業料の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀な者、又はその他やむを得ない事情があると認められるときは、別に定めるところにより、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第17条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者の申し出により、当該授業料相当額を返還する場合は、学則第38条第二号から第四号までの規定を準用する。

(学部学生に関する規定の準用)

第18条 この規則に定めるもののほか、特別専攻科学生に関し必要な事項は、学則その他学部学生に関する諸規程の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。